

平成21年11月20日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課

課長 奈尾 基 弘

主任障害者雇用専門官 佐藤 珠 己

障害者雇用専門官 竹中 郁 子

電話 5253-1111(内)5857, 5789

3502-6775(直通)

厳しい雇用情勢の中、民間企業の障害者雇用は進展

(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成21年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ ポイント

【民間企業（56人以上規模）】

- 全体の実雇用率は1.63%（対前年比で0.04ポイント上昇）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は45.5%（対前年比で0.6ポイント上昇）
- ただし、企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引き続き低い水準
特に100～299人規模の企業においては、実雇用率1.35%と最も低い水準

【公的機関】

- 国の機関では、97.4%の機関で法定雇用率を達成
- 都道府県の機関では、知事部局は全ての機関で法定雇用率を達成しているが、知事部局以外の機関は4.4%の機関が法定雇用率を未達成
- 市町村の機関では12.3%の機関が法定雇用率を未達成
- また、都道府県教育委員会のうち法定雇用率を達成しているのは、47機関中6機関（法定雇用率達成機関割合は12.8%）

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、各都道府県労働局長等から市町村長等の機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じて企業名の公表も含めた雇用率達成指導(10ページ参照)を厳正に実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8％）に雇用されている障害者の数は 332,811.5人で、前年より2.2％（約7千人）増加した。

このうち、身体障害者は268,266人、知的障害者は56,835人、精神障害者は7,710.5人であった。

実雇用率は1.63％（前年は1.59％）、法定雇用率達成企業の割合は45.5％（前年は44.9％）であった。

〔総括表 1、グラフ (1)、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300人以上規模企業で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63％）と比較すると、

＊ 1,000人以上規模企業(1.83％)、500～999人規模企業(1.64％)については上回った。

＊ 300～499人規模企業(1.59％)、56～99人規模企業(1.40％)、100～299人規模企業(1.35％)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業以外の企業で前年より上昇した。

〔グラフ (2)・(3)、詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業以外の業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63％）と比較すると、

＊ 農、林、漁業(1.70％)、製造業(1.76％)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.92％)、運輸業、郵便業(1.81％)、金融業、保険業(1.66％)、生活関連サービス業、娯楽業(1.79％)、医療・福祉(1.95％)、複合サービス業(1.69％)は上回った。

＊ 上記以外の業種では下回った。

〔グラフ (4)・(5)、詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、63.0％と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の63.4％となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

○ 特例子会社の状況

平成21年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、265社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、13,306.0人であった。このうち、身体障害者は7,470人、知的障害者は5,478人、精神障害者は358.0人であった。

〔詳細表 1 (7)〕

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,524.0人であり、実雇用率は2.17%と前年に比べ0.01ポイント下降している。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は7,825.0人であり、実雇用率は2.48%と前年に比べ0.04ポイント上昇している（知事部局は全て達成、知事部局以外は113機関中108機関が達成）。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は22,417.5人であり、実雇用率は2.37%と前年に比べ0.04ポイント上昇している（市町村の機関は2,448機関中2,146機関が達成）。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,921.0人であり、実雇用率は1.72%と前年に比べ0.1ポイント上昇している（都道府県教育委員会は47機関中6機関が達成、市町村教育委員会は91機関中69機関が達成）。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は5,314.0人であり、実雇用率は2.11%と前年に比べ0.06ポイント上昇している（独立行政法人等は243法人中177法人が達成）。

このうち国立大学法人等に雇用されている障害者の数は2,131.0人であり、実雇用率は2.01%と前年に比べ0.12ポイント上昇している（国立大学法人等は90法人中60法人が達成）。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	20,441,198 人	332,811.5 人	1.63 %	32,891 / 72,328	45.5 %
	(20,499,012 人)	(325,603.0 人)	(1.59 %)	(32,803 / 73,042)	(44.9 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	300,636 人	6,524.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
	(299,851 人)	(6,548.0 人)	(2.18 %)	(38 / 38)	(100.0 %)
行政機関	273,330 人	5,911.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
	(272,626 人)	(5,929.0 人)	(2.17 %)	(29 / 29)	(100.0 %)
立法機関	3,230 人	69.0 人	2.14 %	5 / 5	100.0 %
	(3,256 人)	(70.0 人)	(2.15 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,076 人	544.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
	(23,969 人)	(549.0 人)	(2.29 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	315,993 人	7,825.0 人	2.48 %	155 / 160	96.9 %
	(326,448 人)	(7,968.5 人)	(2.44 %)	(152 / 160)	(95.0 %)
都道府県 知事部局	257,667 人	6,404.0 人	2.49 %	47 / 47	100.0 %
	(267,644 人)	(6,555.5 人)	(2.45 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の 都道府県 機関	58,326 人	1,421.0 人	2.44 %	108 / 113	95.6 %
	(58,804 人)	(1,413.0 人)	(2.40 %)	(105 / 113)	(92.9 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	946,950 人	22,417.5 人	2.37 %	2,146 / 2,448	87.7 %
	(962,319 人)	(22,397.0 人)	(2.33 %)	(2,107 / 2,512)	(83.9 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	634,186 人	10,921.0 人	1.72 %	75 / 138	54.3 %
	(645,933 人)	(10,459.0 人)	(1.62 %)	(78 / 141)	(55.3 %)
都道府県教育委員会	541,403 人	9,217.0 人	1.70 %	6 / 47	12.8 %
	(553,373 人)	(8,767.0 人)	(1.58 %)	(4 / 47)	(8.5 %)
市町村教育委員会	92,783 人	1,704.0 人	1.84 %	69 / 91	75.8 %
	(92,560 人)	(1,692.0 人)	(1.83 %)	(74 / 94)	(78.7 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	251,756 人	5,314.0 人	2.11 %	177 / 243	72.8 %
	(243,297 人)	(4,999.5 人)	(2.05 %)	(181 / 248)	(73.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	123,682 人	2,818.0 人	2.28 %	78 / 93	83.9 %
	(120,365 人)	(2,722.5 人)	(2.26 %)	(84 / 100)	(84.0 %)
国立大学法人等	106,131 人	2,131.0 人	2.01 %	60 / 90	66.7 %
	(103,173 人)	(1,945.0 人)	(1.89 %)	(58 / 90)	(64.4 %)
地方独立行政法人等	21,943 人	365.0 人	1.66 %	39 / 60	65.0 %
	(19,759 人)	(332.0 人)	(1.68 %)	(39 / 58)	(67.2 %)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

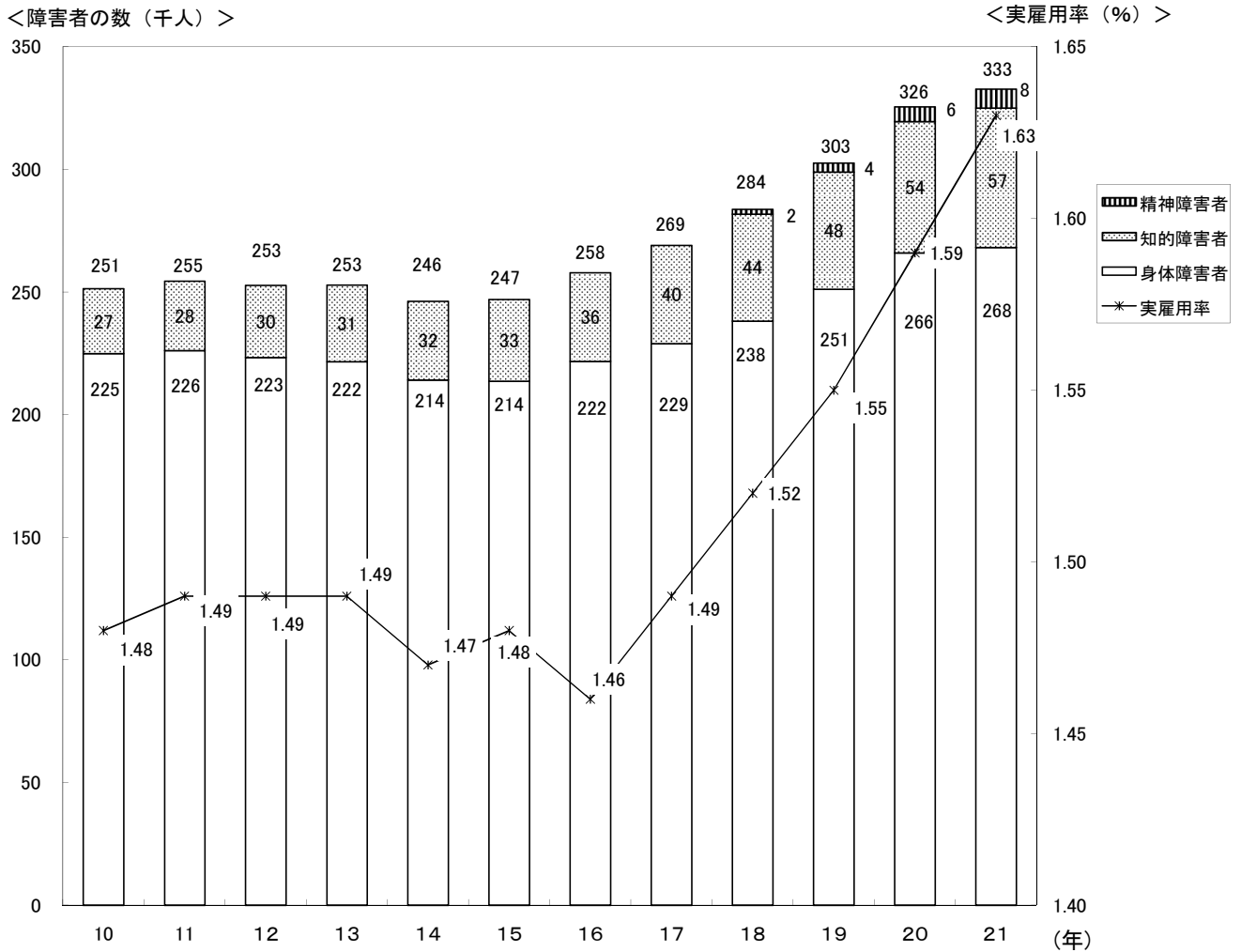
4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村教育委員会である。

5 ()内は、平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

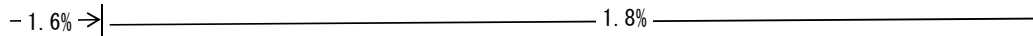
民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



＜法定雇用率＞

平成10年7月



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

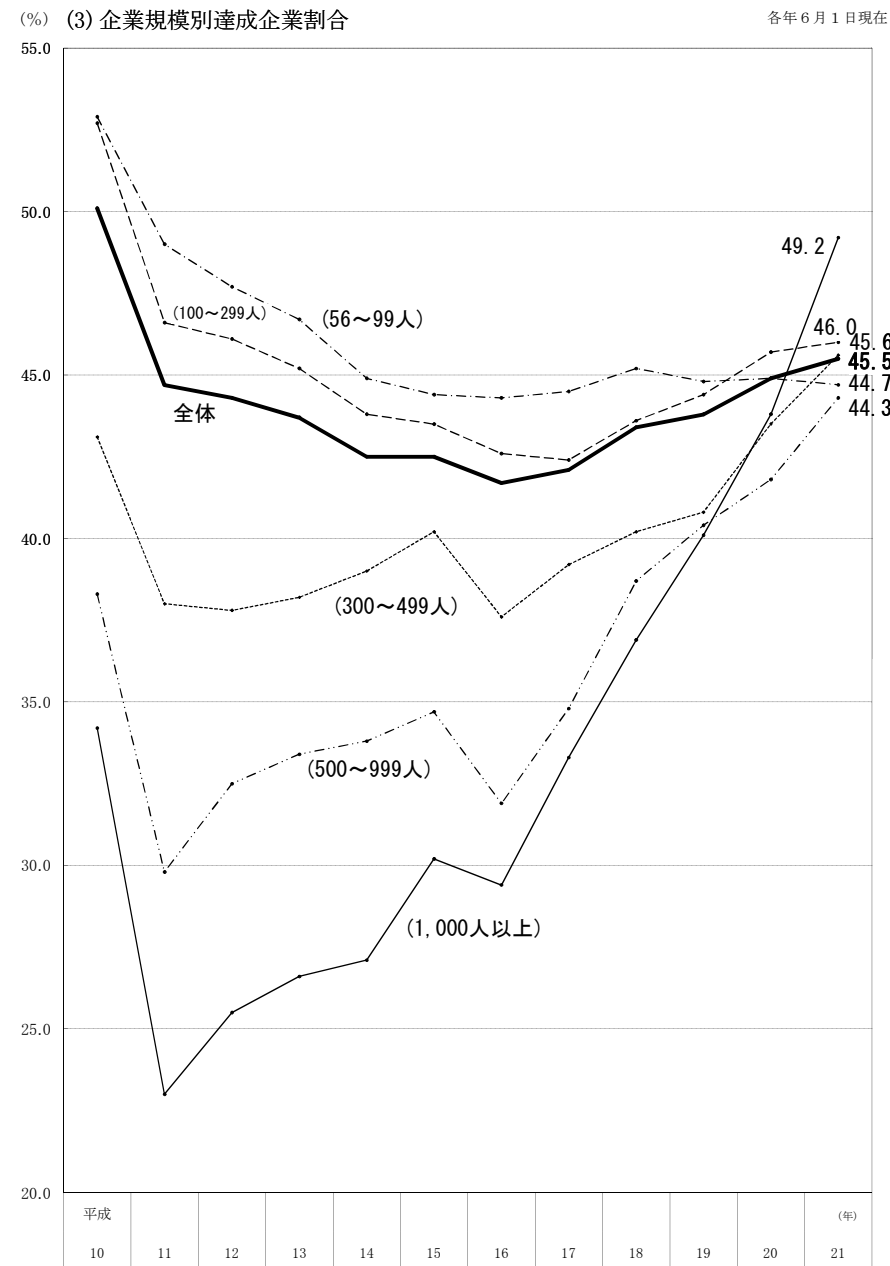
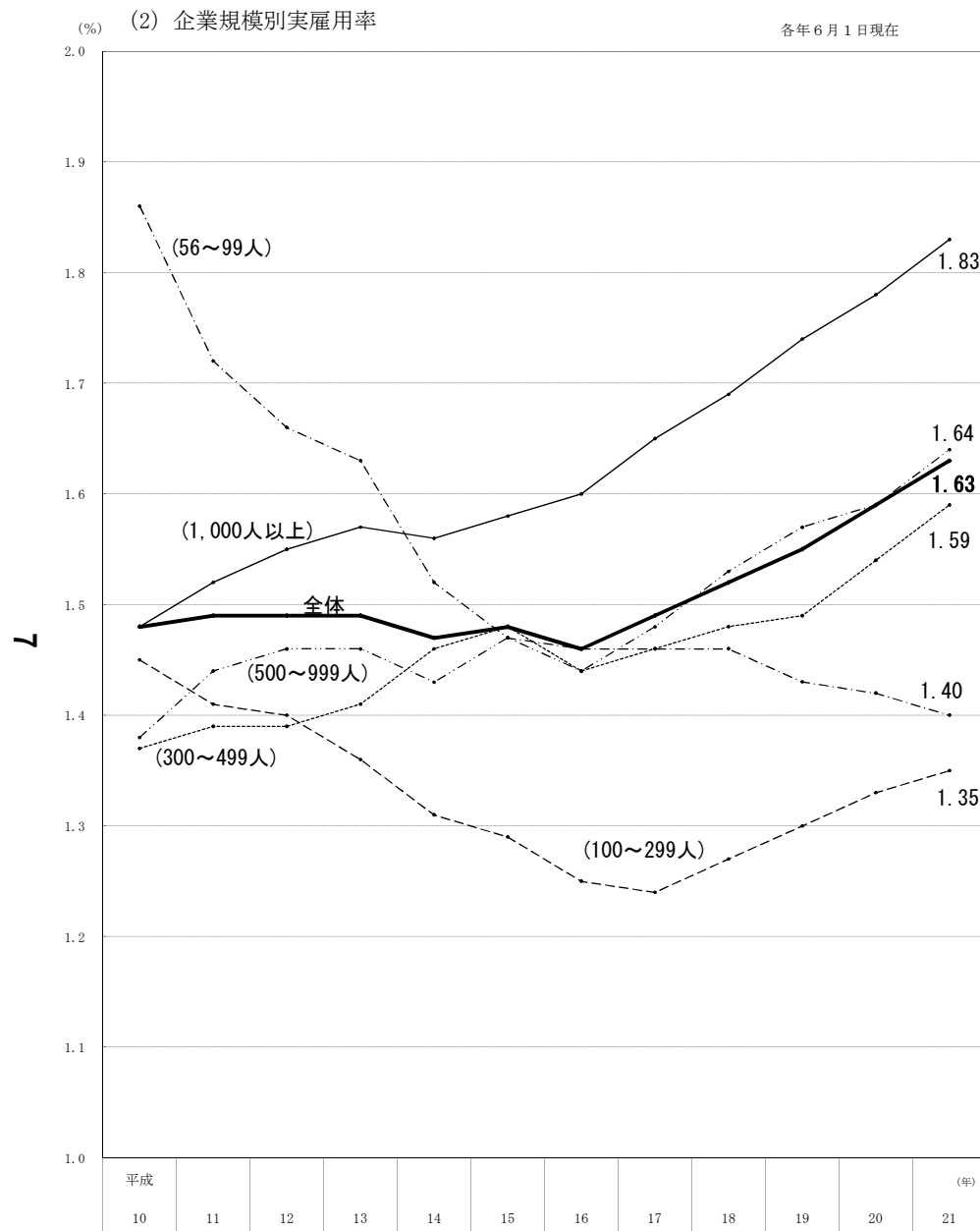
2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

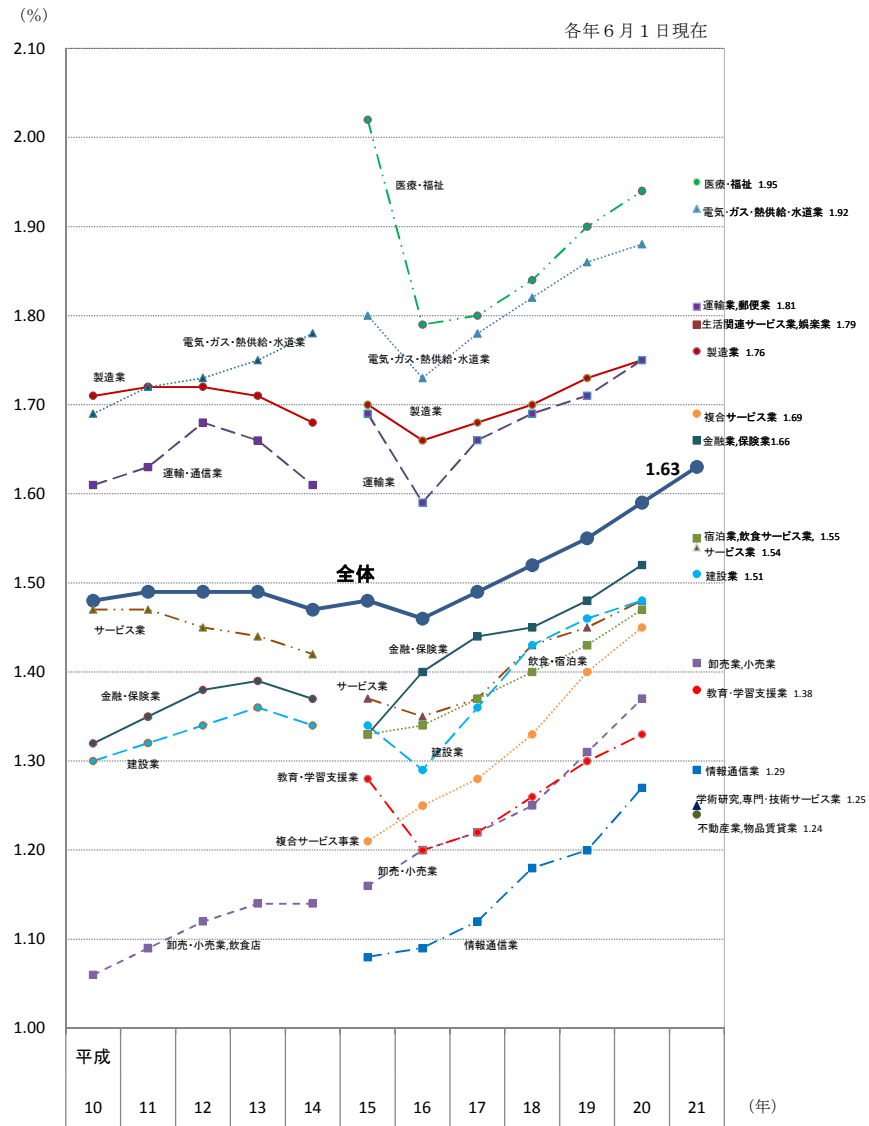
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者

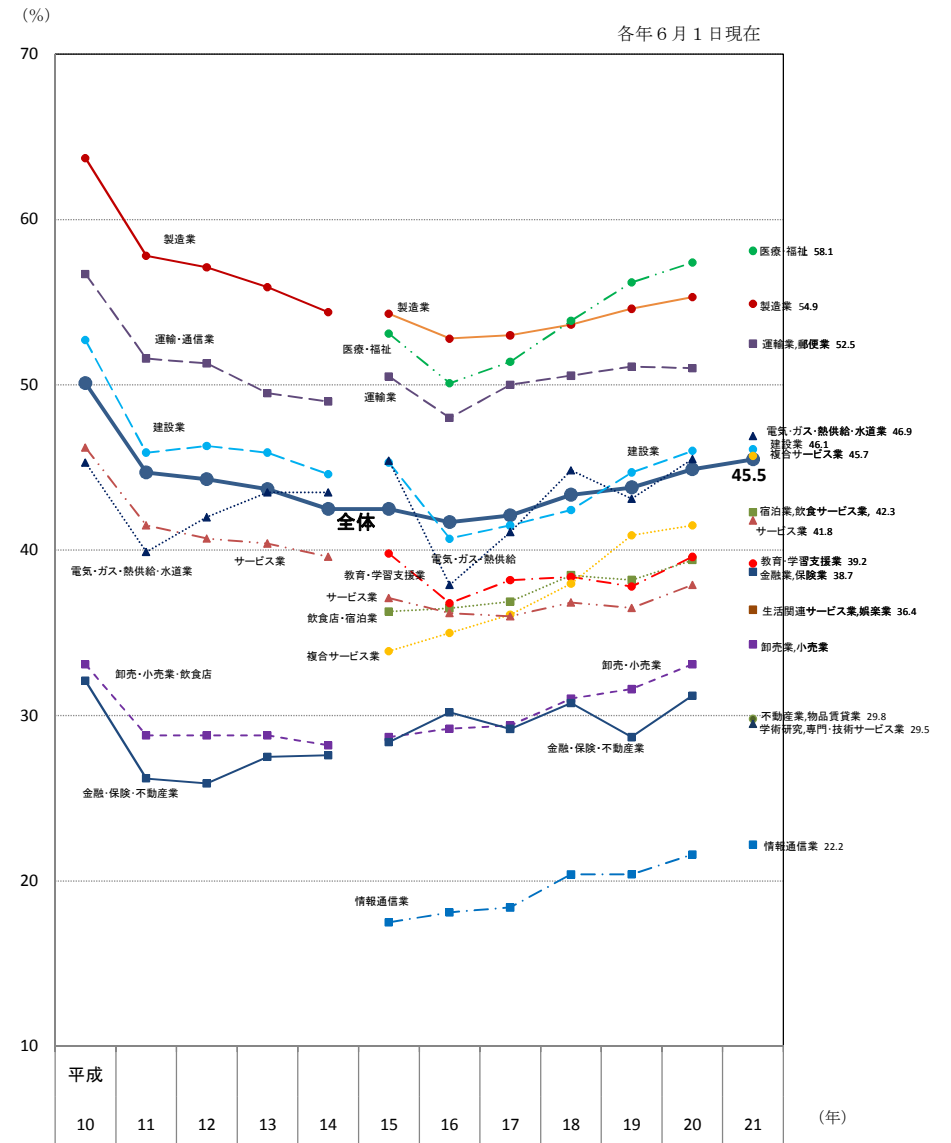


(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

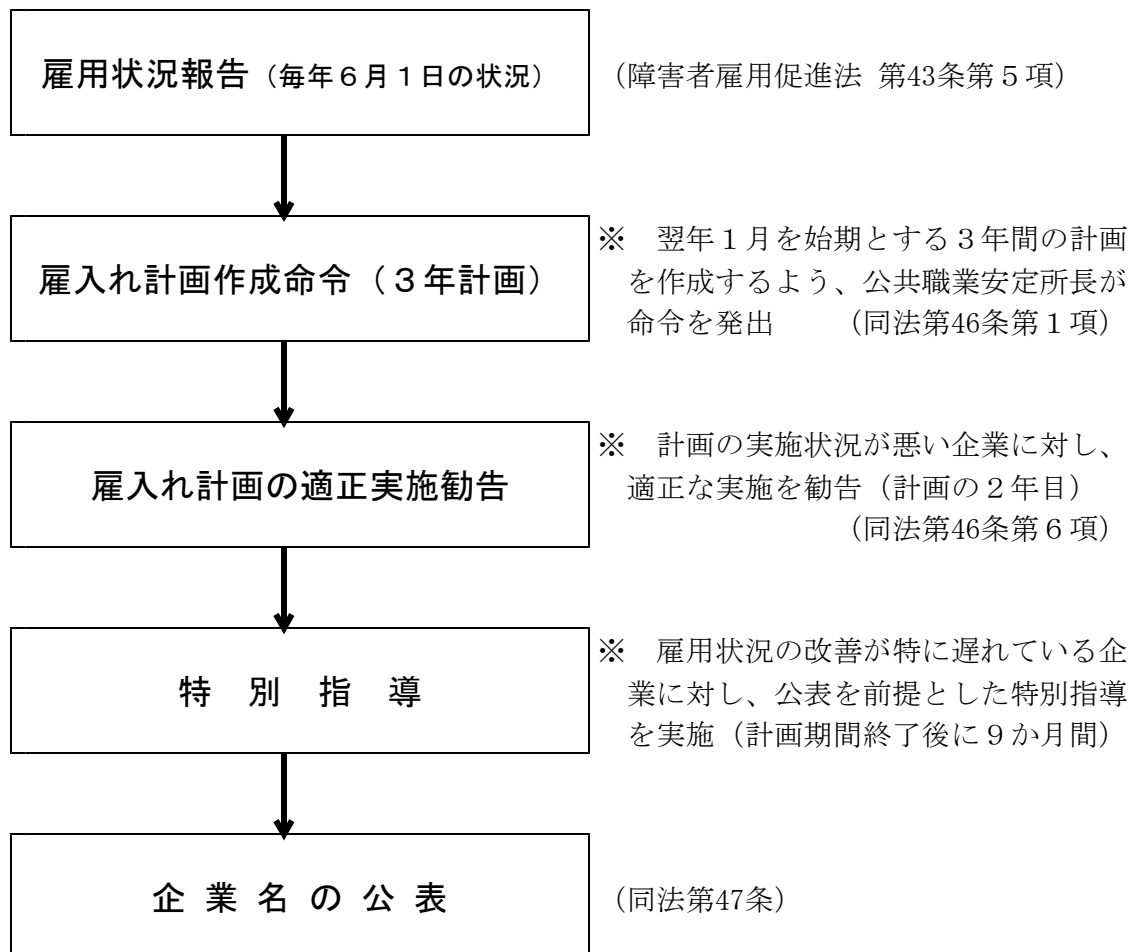
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成20年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 373社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 313社
- * 「特別指導」の実施 46社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 2,016社（20年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社（うち一社は再公表）、20年度 4社

平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	民間企業における雇用状況の推移	18
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	20
(7)	特例子会社の状況	21
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	22
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	23
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	25
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	26
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況（法定雇用率 2.1%）	27
(2)	都道府県知事部局の状況（法定雇用率 2.1%）	28
(3)	その他の都道府県機関の状況（法定雇用率 2.1%）	29
(4)	都道府県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	31
(5)	独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）	32

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	72,328	20,441,198	86,331	6,089	153,029	2,063.0	332,811.5	29,985.0	1.63	32,891	45.5
	(73,042)	(20,499,012)	(84,523)	(5,611)	(150,190)	(1,512.0)	(325,603.0)	(36,840.5)	(1.59)	(32,803)	(44.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度 身体障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害 者である短時 間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	332,811.5	75,396	4,443	113,031	268,266	20,996	10,935	1,646	33,319	56,835	7,001	6,679	2,063.0	7,710.5	1,988.0
	(325,603.0)	(74,273)	(4,065)	(113,432)	(266,043)	(27,348)	(10,250)	(1,546)	(31,517)	(53,563)	(7,453)	(5,241)	(1,512.0)	(5,997.0)	(2,039.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身体障 害者及び重度知的 障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神障 害者	D. 精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
規模計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)
56～99人	企業 27,446 (27,519)	人 2,021,593 (2,029,389)	人 6,361 (6,600)	人 732 (674)	人 14,654 (14,924)	人 315.0 (197.0)	人 28,265.5 (28,896.5)	人 2,109.0 (2,424.0)	% 1.40 (1.42)	企業 12,255 (12,350)	% 44.7 (44.9)
100～299人	32,042 (32,634)	4,825,516 (4,918,791)	15,082 (15,040)	1,464 (1,404)	33,336 (33,881)	647.0 (500.0)	65,287.5 (65,615.0)	6,101.5 (6,871.0)	1.35 (1.33)	14,731 (14,902)	46.0 (45.7)
300～499人	5,951 (5,957)	2,053,155 (2,062,187)	8,273 (8,168)	684 (598)	15,297 (14,771)	225.0 (192.0)	32,639.5 (31,801.0)	3,035.0 (3,280.5)	1.59 (1.54)	2,716 (2,594)	45.6 (43.5)
500～999人	4,045 (4,106)	2,543,450 (2,593,501)	10,860 (10,796)	753 (708)	19,045 (18,828)	230.0 (147.0)	41,633.0 (41,201.5)	3,991.5 (4,328.0)	1.64 (1.59)	1,790 (1,718)	44.3 (41.8)
1,000人以上	2,844 (2,826)	8,997,484 (8,895,144)	45,755 (43,919)	2,456 (2,227)	70,697 (67,786)	646.0 (476.0)	164,986.0 (158,089.0)	14,748.0 (19,937.0)	1.83 (1.78)	1,399 (1,239)	49.2 (43.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
規模計	332,811.5 (325,603.0)	人 75,396 (74,273)	人 4,443 (4,065)	人 113,031 (113,432)	人 268,266 (266,043)	人 20,996 (27,348)	人 10,935 (10,250)	人 1,646 (1,546)	人 33,319 (31,517)	人 56,835 (53,563)	人 7,001 (7,453)	人 6,679 (5,241)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 1,988.0 (2,039.5)
56～99人	28,265.5 (28,896.5)	人 4,542 (4,744)	人 415 (394)	人 9,454 (9,763)	人 18,953 (19,645)		人 1,819 (1,856)	人 317 (280)	人 4,654 (4,666)	人 8,609 (8,658)		人 546 (495)	人 315.0 (197.0)	人 703.5 (593.5)	
100～299人	65,287.5 (65,615.0)	12,496 (12,573)	957 (904)	24,642 (25,492)	50,591 (51,542)		2,586 (2,467)	507 (500)	7,473 (7,309)	13,152 (12,743)		1,221 (1,080)	647.0 (500.0)	1,544.5 (1,330.0)	
300～499人	32,639.5 (31,801.0)	7,180 (7,114)	493 (407)	11,294 (11,234)	26,147 (25,869)		1,093 (1,054)	191 (191)	3,300 (2,971)	5,677 (5,270)		703 (566)	225.0 (192.0)	815.5 (662.0)	
500～999人	41,633.0 (41,201.5)	9,904 (9,881)	578 (558)	14,343 (14,452)	34,729 (34,772)		956 (915)	175 (150)	3,785 (3,644)	5,872 (5,624)		917 (732)	230.0 (147.0)	1,032.0 (805.5)	
1,000人以上	164,986.0 (158,089.0)	41,274 (39,961)	2,000 (1,802)	53,298 (52,491)	137,846 (134,215)		4,481 (3,958)	456 (425)	14,107 (12,927)	23,525 (21,268)		3,292 (2,368)	646.0 (476.0)	3,615.0 (2,606.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)
農、林、漁業	企業 173 (163)	人 22,690 (20,166)	人 69 (73)	人 5 (6)	人 242 (225)	人 1.0 (0.0)	人 385.5 (377.0)	人 24.0 (29.0)	% 1.70 (1.87)	企業 97 (100)	% 56.1 (61.3)
鉱業、採石業、 砂利採取業	44 (49)	7,821 (7,963)	32 (29)	1 (0)	51 (62)	1.0 (0.0)	116.5 (120.0)	2.5 (2.0)	1.49 (1.51)	19 (22)	43.2 (44.9)
建設業	2,213 (2,257)	551,497 (561,090)	2,422 (2,399)	31 (37)	3,450 (3,489)	7.0 (7.0)	8,328.5 (8,327.5)	555.5 (594.0)	1.51 (1.48)	1,021 (1,038)	46.1 (46.0)
製造業	20,704 (21,614)	6,436,055 (6,561,838)	31,042 (31,359)	788 (773)	50,412 (51,533)	184.0 (153.0)	113,376.0 (115,100.5)	6,721.5 (8,548.0)	1.76 (1.75)	11,359 (11,952)	54.9 (55.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	194 (189)	201,637 (185,781)	1,048 (932)	10 (6)	1,760 (1,625)	3.0 (0.0)	3,867.5 (3,495.0)	111.0 (137.0)	1.92 (1.88)	91 (86)	46.9 (45.5)
情報通信業	3,838 (3,697)	1,250,314 (1,215,555)	4,714 (4,530)	95 (89)	6,533 (6,232)	23.0 (30.0)	16,067.5 (15,396.0)	1,718.5 (1,949.5)	1.29 (1.27)	851 (797)	22.2 (21.6)
運輸業、郵便業	4,689 (4,714)	1,216,246 (1,165,153)	4,985 (4,530)	355 (292)	11,670 (11,027)	127.0 (95.0)	22,058.5 (20,426.5)	1,722.0 (1,803.0)	1.81 (1.75)	2,464 (2,403)	52.5 (51.0)
卸売業、小売業	12,699 (13,001)	3,456,032 (3,513,134)	11,680 (11,555)	1,481 (1,494)	23,691 (23,215)	493.0 (387.0)	48,778.5 (48,012.5)	4,903.0 (5,574.5)	1.41 (1.37)	4,362 (4,306)	34.3 (33.1)
金融業、保険業	1,357 (1,354)	1,250,162 (1,190,155)	5,698 (5,237)	108 (97)	9,263 (8,426)	14.0 (9.0)	20,774.0 (19,001.5)	2,085.0 (2,048.5)	1.66 (1.60)	525 (476)	38.7 (35.2)
不動産業、 物品賃貸業	1,262 (1,318)	305,202 (324,130)	953 (1,019)	78 (83)	1,797 (1,750)	30.0 (23.0)	3,796.0 (3,882.5)	483.5 (599.0)	1.24 (1.20)	376 (379)	29.8 (28.8)
学術研究、専 門・技術サービ ス業	1,891 (2,091)	456,427 (576,432)	1,622 (2,030)	168 (126)	2,260 (3,408)	41.0 (19.0)	5,692.5 (7,603.5)	559.0 (1,031.0)	1.25 (1.32)	558 (574)	29.5 (27.5)
宿泊業、飲食 サービス業	2,097 (1,985)	568,743 (519,069)	1,942 (1,703)	430 (347)	4,445 (3,819)	109.0 (70.0)	8,813.5 (7,607.0)	944.0 (903.0)	1.55 (1.47)	887 (782)	42.3 (39.4)
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,378 (2,289)	445,849 (443,422)	1,937 (2,064)	180 (142)	3,910 (3,798)	75.0 (52.0)	8,001.5 (8,094.0)	1,146.5 (932.5)	1.79 (1.83)	865 (858)	36.4 (37.5)
教育、学習支援業	1,589 (1,560)	361,708 (336,878)	1,405 (1,265)	66 (59)	2,105 (1,889)	20.0 (14.0)	4,991.0 (4,485.0)	331.0 (353.5)	1.38 (1.33)	623 (618)	39.2 (39.6)
医療、福祉	9,605 (9,164)	1,591,438 (1,485,544)	7,837 (7,410)	1,340 (1,186)	13,738 (12,548)	661.0 (396.0)	31,082.5 (28,752.0)	3,572.5 (3,483.5)	1.95 (1.94)	5,585 (5,262)	58.1 (57.4)
複合サービス事業	884 (925)	578,154 (568,252)	2,250 (2,015)	263 (227)	4,982 (4,429)	95.0 (74.0)	9,792.5 (8,723.0)	282.5 (324.5)	1.69 (1.54)	404 (383)	45.7 (41.4)
サービス業	6,711 (6,672)	1,741,223 (1,824,450)	6,695 (6,373)	690 (647)	12,720 (12,715)	179.0 (183.0)	26,889.5 (26,199.5)	4,823.0 (8,528.0)	1.54 (1.44)	2,804 (2,767)	41.8 (41.5)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 332,811.5 (325,603.0)	人 75,396 (74,273)	人 4,443 (4,065)	人 113,031 (113,432)	人 268,266 (266,043)	人 20,996 (27,348)	人 10,935 (10,250)	人 1,646 (1,546)	人 33,319 (31,517)	人 56,835 (53,563)	人 7,001 (7,453)	人 6,679 (5,241)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 1,988.0 (2,039.5)
農、林、漁業	人 385.5 (377.0)	人 53 (51)	人 3 (5)	人 141 (136)	人 250 (243)		人 16 (22)	人 2 (1)	人 94 (83)	人 128 (128)		人 7 (6)	人 1.0 (0.0)	人 7.5 (6.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	人 116.5 (120.0)	人 32 (29)	人 1 (0)	人 50 (61)	人 115 (119)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 1 (1)		人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	人 0.5 (0.0)	
建設業	人 8,328.5 (8,327.5)	人 2,375 (2,357)	人 28 (30)	人 3,240 (3,309)	人 8,018 (8,053)		人 47 (42)	人 3 (7)	人 97 (96)	人 194 (187)		人 113 (84)	人 7.0 (7.0)	人 116.5 (87.5)	
製造業	人 113,376.0 (115,100.5)	人 27,426 (27,806)	人 589 (594)	人 37,400 (38,872)	人 92,841 (95,078)		人 3,616 (3,553)	人 199 (179)	人 11,359 (11,300)	人 18,790 (18,585)		人 1,653 (1,361)	人 184.0 (153.0)	人 1,745.0 (1,437.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 3,867.5 (3,495.0)	人 1,021 (921)	人 9 (6)	人 1,618 (1,527)	人 3,669 (3,375)		人 27 (11)	人 1 (0)	人 98 (68)	人 153 (90)		人 44 (30)	人 3.0 (0.0)	人 45.5 (30.0)	
情報通信業	人 16,067.5 (15,396.0)	人 4,604 (4,436)	人 95 (87)	人 5,665 (5,559)	人 14,968 (14,518)		人 110 (94)	人 0 (2)	人 319 (238)	人 539 (428)		人 549 (435)	人 23.0 (30.0)	人 560.5 (450.0)	
運輸業、郵便業	人 22,058.5 (20,426.5)	人 4,411 (4,110)	人 274 (226)	人 9,348 (9,188)	人 18,444 (17,634)		人 574 (420)	人 81 (66)	人 1,962 (1,617)	人 3,191 (2,523)		人 360 (222)	人 127.0 (95.0)	人 423.5 (269.5)	
卸売業、小売業	人 48,778.5 (48,012.5)	人 9,831 (9,780)	人 1,128 (1,140)	人 14,913 (15,086)	人 35,703 (35,786)		人 1,849 (1,775)	人 353 (354)	人 7,584 (7,176)	人 11,635 (11,080)		人 1,194 (953)	人 493.0 (387.0)	人 1,440.5 (1,146.5)	
金融業、保険業	人 20,774.0 (19,001.5)	人 5,630 (5,199)	人 105 (94)	人 8,880 (8,157)	人 20,245 (18,649)		人 68 (38)	人 3 (3)	人 179 (126)	人 318 (205)		人 204 (143)	人 14.0 (9.0)	人 211.0 (147.5)	
不動産業、物品賃貸業	人 3,796.0 (3,882.5)	人 869 (922)	人 57 (64)	人 1,401 (1,381)	人 3,196 (3,289)		人 84 (97)	人 21 (19)	人 318 (293)	人 507 (506)		人 78 (76)	人 30.0 (23.0)	人 93.0 (87.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 5,692.5 (7,603.5)	人 1,534 (1,908)	人 148 (105)	人 1,865 (2,674)	人 5,081 (6,595)		人 88 (122)	人 20 (21)	人 273 (572)	人 469 (837)		人 122 (162)	人 41.0 (19.0)	人 142.5 (171.5)	
宿泊業、飲食サービス業	人 8,813.5 (7,607.0)	人 1,268 (1,073)	人 266 (194)	人 2,185 (1,916)	人 4,987 (4,256)		人 674 (630)	人 164 (153)	人 2,067 (1,773)	人 3,579 (3,186)		人 193 (130)	人 109.0 (70.0)	人 247.5 (165.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 8,001.5 (8,094.0)	人 1,075 (1,123)	人 125 (90)	人 1,851 (1,869)	人 4,126 (4,205)		人 862 (941)	人 55 (52)	人 1,868 (1,791)	人 3,647 (3,725)		人 191 (138)	人 75.0 (52.0)	人 228.5 (164.0)	
教育・学習支援業	人 4,991.0 (4,485.0)	人 1,328 (1,217)	人 48 (51)	人 1,853 (1,721)	人 4,557 (4,206)		人 77 (48)	人 18 (8)	人 186 (124)	人 358 (228)		人 66 (44)	人 20.0 (14.0)	人 76.0 (51.0)	
医療、福祉	人 31,082.5 (28,752.0)	人 6,391 (6,091)	人 771 (675)	人 9,154 (8,613)	人 22,707 (21,470)		人 1,446 (1,319)	人 569 (511)	人 3,844 (3,400)	人 7,305 (6,549)		人 740 (535)	人 661.0 (396.0)	人 1,070.5 (733.0)	
複合サービス事業	人 9,792.5 (8,723.0)	人 2,047 (1,846)	人 234 (198)	人 3,739 (3,480)	人 8,067 (7,370)		人 203 (169)	人 29 (29)	人 698 (562)	人 1,133 (929)		人 545 (387)	人 95.0 (74.0)	人 592.5 (424.0)	
サービス業	人 26,889.5 (26,199.5)	人 5,501 (5,404)	人 562 (506)	人 9,728 (9,883)	人 21,292 (21,197)		人 1,194 (969)	人 128 (141)	人 2,372 (2,297)	人 4,888 (4,376)		人 620 (535)	人 179.0 (183.0)	人 709.5 (626.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 精神障害者 である短時間労 働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
製造業計	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	20,704	6,436,055	31,042	788	50,412	184.0	113,376.0	8,548.0	1.76	11,359	54.9
	(21,614)	(6,561,838)	(31,359)	(773)	(51,533)	(153.0)	(115,100.5)	(8,548.0)	(1.75)	(11,952)	(55.3)
食料品・たばこ	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	3,235	780,367	3,180	232	8,610	60.0	15,232.0	1,116.5	1.95	2,073	64.1
	(3,149)	(756,779)	(3,148)	(201)	(8,409)	(46.0)	(14,929.0)	(1,116.5)	(1.97)	(2,018)	(64.1)
繊維・衣服	886	159,770	773	35	1,577	9.0	3,162.5	195.5	1.98	571	64.4
	(970)	(175,236)	(842)	(29)	(1,694)	(14.0)	(3,414.0)	(195.5)	(1.95)	(630)	(64.9)
木材・家具	417	80,493	358	7	783	0.0	1,506.0	70.0	1.87	261	62.6
	(445)	(76,248)	(326)	(10)	(806)	(0.0)	(1,468.0)	(70.0)	(1.93)	(289)	(64.9)
パルプ・紙・印刷	1,696	335,096	1,473	44	2,701	7.0	5,694.5	397.5	1.70	908	53.5
	(1,785)	(350,629)	(1,546)	(43)	(2,798)	(5.0)	(5,935.5)	(397.5)	(1.69)	(949)	(53.2)
化学工業	2,181	789,077	3,584	88	5,868	18.0	13,133.0	1,099.5	1.66	1,028	47.1
	(2,229)	(796,257)	(3,488)	(95)	(5,970)	(19.0)	(13,050.5)	(1,099.5)	(1.64)	(1,059)	(47.5)
窯業・土石	578	131,318	555	15	1,127	1.0	2,252.5	176.5	1.72	330	57.1
	(633)	(144,929)	(585)	(16)	(1,253)	(1.0)	(2,439.5)	(176.5)	(1.68)	(349)	(55.1)
鉄鋼	412	147,733	654	12	1,279	2.0	2,600.0	141.0	1.76	243	59.0
	(423)	(159,286)	(756)	(8)	(1,343)	(1.0)	(2,863.5)	(141.0)	(1.80)	(254)	(60.0)
非鉄金属	386	103,417	476	5	809	2.0	1,767.0	185.5	1.71	218	56.5
	(413)	(114,561)	(511)	(14)	(980)	(3.0)	(2,017.5)	(185.5)	(1.76)	(238)	(57.6)
金属製品	1,616	285,513	1,270	42	2,470	8.0	5,056.0	308.5	1.77	908	56.2
	(1,769)	(287,633)	(1,292)	(35)	(2,632)	(10.0)	(5,256.0)	(308.5)	(1.83)	(1,049)	(59.3)
電気機械	2,105	1,038,947	6,130	70	6,750	14.0	19,087.0	1,246.0	1.84	1,145	54.4
	(2,403)	(1,112,875)	(6,397)	(71)	(7,257)	(11.0)	(20,127.5)	(1,246.0)	(1.81)	(1,311)	(54.6)
その他機械	5,018	1,917,776	9,405	161	13,596	41.0	32,587.5	2,762.0	1.70	2,601	51.8
	(5,245)	(1,934,493)	(9,277)	(181)	(13,584)	(23.0)	(32,330.5)	(2,762.0)	(1.67)	(2,719)	(51.8)
その他	2,174	666,548	3,184	77	4,842	22.0	11,298.0	849.5	1.70	1,073	49.4
	(2,150)	(652,912)	(3,191)	(70)	(4,807)	(20.0)	(11,269.0)	(849.5)	(1.73)	(1,087)	(50.6)

注 1 (1) ①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 113,376.0 (115,100.5)	人 27,426 (27,806)	人 589 (594)	人 37,400 (38,872)	人 92,841 (95,078)	人 3,616 (3,553)	人 199 (179)	人 11,359 (11,300)	人 18,790 (18,585)	人 1,653 (1,361)	人 184.0 (153.0)	人 1745.0 (1437.5)
食料品・たばこ	人 15,232.0 (14,929.0)	人 2,155 (2,113)	人 152 (129)	人 4,399 (4,416)	人 8,861 (8,771)	人 1,025 (1,035)	人 80 (72)	人 3,967 (3,788)	人 6,097 (5,930)	人 244 (205)	人 60.0 (46.0)	人 274.0 (228.0)
繊維工業	人 3,162.5 (3,414.0)	人 656 (733)	人 31 (23)	人 1,105 (1,190)	人 2,448 (2,679)	人 117 (109)	人 4 (6)	人 432 (469)	人 670 (693)	人 40 (35)	人 9.0 (14.0)	人 44.5 (42.0)
木材・家具	人 1,506.0 (1,468.0)	人 332 (303)	人 5 (7)	人 561 (580)	人 1,230 (1,193)	人 26 (23)	人 2 (3)	人 204 (216)	人 258 (265)	人 18 (10)	人 0.0 (0.0)	人 18.0 (10.0)
パルプ・紙・印刷	人 5,694.5 (5,935.5)	人 1,351 (1,431)	人 36 (33)	人 2,073 (2,179)	人 4,811 (5,074)	人 122 (115)	人 8 (10)	人 540 (540)	人 792 (780)	人 88 (79)	人 7.0 (5.0)	人 91.5 (81.5)
化学工業	人 13,133.0 (13,050.5)	人 3,119 (3,079)	人 61 (66)	人 4,793 (4,922)	人 11,092 (11,146)	人 465 (409)	人 27 (29)	人 895 (894)	人 1,852 (1,741)	人 180 (154)	人 18.0 (19.0)	人 189.0 (163.5)
窯業・土石	人 2,252.5 (2,439.5)	人 481 (515)	人 10 (12)	人 855 (974)	人 1,827 (2,016)	人 74 (70)	人 5 (4)	人 241 (260)	人 394 (404)	人 31 (19)	人 1.0 (1.0)	人 31.5 (19.5)
鉄鋼	人 2,600.0 (2,863.5)	人 614 (712)	人 11 (8)	人 1,154 (1,219)	人 2,393 (2,651)	人 40 (44)	人 1 (0)	人 91 (98)	人 172 (186)	人 34 (26)	人 2.0 (1.0)	人 35.0 (26.5)
非鉄金属	人 1,767.0 (2,017.5)	人 427 (430)	人 5 (13)	人 640 (768)	人 1,499 (1,641)	人 49 (81)	人 0 (1)	人 143 (180)	人 241 (343)	人 26 (32)	人 2.0 (3.0)	人 27.0 (33.5)
金属製品	人 5,056.0 (5,256.0)	人 971 (1,008)	人 39 (35)	人 1,751 (1,859)	人 3,732 (3,910)	人 299 (284)	人 3 (0)	人 671 (727)	人 1,272 (1,295)	人 48 (46)	人 8.0 (10.0)	人 52.0 (51.0)
電気機械	人 19,087.0 (20,127.5)	人 5,740 (5,966)	人 49 (56)	人 5,459 (5,892)	人 16,988 (17,880)	人 390 (431)	人 21 (15)	人 1,025 (1,144)	人 1,826 (2,021)	人 266 (221)	人 14.0 (11.0)	人 273.0 (226.5)
その他機械	人 32,587.5 (32,330.5)	人 8,742 (8,640)	人 138 (160)	人 10,852 (11,054)	人 28,474 (28,494)	人 663 (637)	人 23 (21)	人 2,255 (2,142)	人 3,604 (3,437)	人 489 (388)	人 41.0 (23.0)	人 509.5 (399.5)
その他	人 11,298.0 (11,269.0)	人 2,838 (2,876)	人 52 (52)	人 3,758 (3,819)	人 9,486 (9,623)	人 346 (315)	人 25 (18)	人 895 (842)	人 1,612 (1,490)	人 189 (146)	人 22.0 (20.0)	人 200.0 (156.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1 人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	39,437 (100.0%)	24,861 (63.0%)	8,497 (21.5%)	2,920 (7.4%)	1,597 (4.0%)	1,266 (3.2%)	228 (0.6%)	59 (0.1%)	9 (0.0%)	25,002 (63.4%)
56-99人	15,191 (100.0%)	15,191 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	15,129 (99.6%)
100-299人	17,311 (100.0%)	8,176 (47.2%)	7,009 (40.5%)	1,641 (9.5%)	418 (2.4%)	67 (0.4%)	— —	— —	— —	9,638 (55.7%)
300-499人	3,235 (100.0%)	826 (25.5%)	818 (25.3%)	673 (20.8%)	580 (17.9%)	338 (10.4%)	— —	— —	— —	190 (5.9%)
500-999人	2,255 (100.0%)	481 (21.3%)	477 (21.2%)	414 (18.4%)	403 (17.9%)	440 (19.5%)	40 (1.8%)	— —	— —	41 (1.8%)
1,000人 以上	1,445 (100.0%)	187 (12.9%)	193 (13.4%)	192 (13.3%)	196 (13.6%)	421 (29.1%)	188 (13.0%)	59 (4.1%)	9 (0.6%)	4 (0.3%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数		(参考)事業所所在 地による集計の実雇 用率	(対前年増減)
全国	1.63	0.04	45.5	0.6	32,891	／ 72,328	1.63	0.04
北海道	1.77	0.03	49.7	0.2	1,278	／ 2,572	1.80	0.03
青森	1.65	0.08	44.2	1.6	292	／ 661	1.61	0.04
岩手	1.78	0.04	51.2	2.5	370	／ 723	1.75	0.02
宮城	1.57	△0.01	45.2	△0.2	506	／ 1,119	1.60	0.02
秋田	1.53	0.02	51.4	△0.7	290	／ 564	1.56	0.05
山形	1.56	0.05	52.6	2.7	373	／ 709	1.58	0.07
福島	1.56	0.02	45.3	1.0	474	／ 1,046	1.55	0.03
茨城	1.54	0.00	50.7	△1.1	560	／ 1,105	1.59	△0.02
栃木	1.54	0.06	47.3	4.0	390	／ 824	1.60	0.05
群馬	1.56	0.06	47.0	△0.4	469	／ 997	1.60	0.02
埼玉	1.54	0.04	41.6	0.6	886	／ 2,128	1.63	0.05
千葉	1.53	0.01	48.2	0.5	773	／ 1,603	1.61	0.05
東京	1.56	0.05	31.1	1.2	5,040	／ 16,189	1.47	0.06
神奈川	1.57	0.08	43.5	0.5	1,468	／ 3,376	1.75	0.04
新潟	1.55	0.01	48.3	△0.3	667	／ 1,380	1.56	△0.01
富山	1.67	0.01	60.2	0.8	480	／ 798	1.67	0.02
石川	1.60	△0.02	50.7	△1.0	397	／ 783	1.65	△0.04
福井	2.25	0.23	55.8	2.2	306	／ 548	2.22	0.24
山梨	1.61	0.09	51.3	3.9	220	／ 429	1.64	0.07
長野	1.72	0.03	54.9	△1.8	667	／ 1,216	1.75	0.05
岐阜	1.69	0.01	53.8	△0.3	589	／ 1,094	1.73	0.03
静岡	1.65	0.02	49.2	△0.5	1,083	／ 2,202	1.67	0.03
愛知	1.57	0.04	43.1	1.4	1,939	／ 4,501	1.56	0.03
三重	1.50	0.01	48.7	△1.5	400	／ 821	1.58	0.03
滋賀	1.67	0.02	55.8	1.6	322	／ 577	1.74	0.01
京都	1.77	0.01	47.5	△0.5	653	／ 1,376	1.75	0.01
大阪	1.60	0.01	42.9	0.1	2,619	／ 6,100	1.62	0.03
兵庫	1.76	0.00	54.4	△0.5	1,361	／ 2,502	1.83	0.02
奈良	2.00	0.15	57.7	2.6	235	／ 407	2.06	0.09
和歌山	2.02	0.04	59.6	6.1	242	／ 406	2.13	0.03
鳥取	1.78	0.00	59.0	△1.5	206	／ 349	1.78	0.05
島根	1.78	0.00	63.7	1.3	258	／ 405	1.77	0.01
岡山	1.79	0.00	54.3	△1.1	584	／ 1,075	1.77	△0.04
広島	1.77	0.07	49.1	0.8	837	／ 1,705	1.75	0.07
山口	2.22	0.00	54.7	△0.1	373	／ 682	2.17	0.00
徳島	1.61	0.08	52.8	5.6	181	／ 343	1.62	0.07
香川	1.72	0.05	59.4	1.1	369	／ 621	1.76	0.02
愛媛	1.66	0.01	52.3	△2.2	381	／ 728	1.68	0.00
高知	1.75	0.08	57.3	4.5	212	／ 370	1.86	0.12
福岡	1.70	0.04	50.7	△0.8	1,359	／ 2,680	1.71	0.01
佐賀	2.13	0.00	70.6	△0.3	314	／ 445	2.05	△0.02
長崎	2.07	0.06	59.4	1.4	404	／ 680	2.19	0.06
熊本	2.00	0.09	58.0	1.6	529	／ 912	2.04	0.11
大分	2.15	△0.05	60.2	△2.4	343	／ 570	2.59	△0.01
宮崎	2.01	0.04	65.1	1.8	355	／ 545	2.01	△0.19
鹿児島	1.95	0.06	59.3	0.8	501	／ 845	1.96	0.05
沖縄	1.82	0.13	54.5	6.4	336	／ 617	1.81	0.12

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 精神障害者 である短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 265 (242)	人 12,570 (11,476)	人 4,696 (4,302)	人 71 (62)	人 3,818 (3,274)	人 50.0 (41.0)	人 13,306.0 (11,960.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c$	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c$	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 13,306.0 (11,960.5)	人 3,049 (2,911)	人 33 (31)	人 1,339 (1,254)	人 7,470 (7,107)	人 1,647 (1,391)	人 38 (31)	人 2,146 (1,799)	人 5,478 (4,612)	人 333 (221)	人 50.0 (41.0)	人 358.0 (241.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考) 平成21年10月末現在の状況

- ☐ 特例子会社数
- ☐ グループ適用を受けているグループ数
- 271社
- 115グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
計	機関 39 (38)	300,636 (299,851)	886 (881)	40 (41)	4,708 (4,745)	8.0 (0.0)	6,524.0 (6,548.0)	182.5 (156.0)	2.17 (2.18)	機関 38 (38)	97.4 (100.0)
行政機関	機関 30 (29)	273,330 (272,626)	825 (820)	40 (41)	4,217 (4,248)	8.0 (0.0)	5,911.0 (5,929)	177.5 (150.0)	2.16 (2.17)	機関 29 (29)	96.7 (100.0)
立法機関	5 (5)	3,230 (3,256)	6 (6)	0 (0)	57 (58)	0.0 (0.0)	69.0 (70.0)	1.0 (1.0)	2.14 (2.15)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	24,076 (23,969)	55 (55)	0 (0)	434 (439)	0.0 (0.0)	544.0 (549.0)	4.0 (5.0)	2.26 (2.29)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	6,524.0 (6,548.0)	875 (870)	38 (39)	4,439 (4,585)	6,227 (6,364)	122 (86)	11 (11)	2 (2)	83 (77)	107 (101)	52 (61)	186 (83)	8.0 (0.0)	190.0 (83.0)	8.5 (9.0)
行政機関	5,911.0 (5,929.0)	814 (809)	38 (39)	3,953 (4,092)	5,619 (5,749)	118 (81)	11 (11)	2 (2)	81 (75)	105 (99)	52 (60)	183 (81)	8.0 (0.0)	187.0 (81.0)	7.5 (9.0)
立法機関	69.0 (70.0)	6 (6)	0 (0)	54 (56)	66 (68)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (1)	1 (0)	0.0 (0.0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)
司法機関	544.0 (549.0)	55 (55)	0 (0)	432 (437)	542 (547)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 160 (160)	人 315,993 (326,448)	人 1,981 (1,988)	人 53 (42)	人 3,810 (3,950)	人 0.0 (1.0)	人 7,825.0 (7,968.5)	人 189.0 (195.5)	% 2.48 (2.44)	機関 155 (152)	% 96.9 (95.0)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 257,667 (267,644)	人 1,636 (1,657)	人 26 (21)	人 3,106 (3,220)	人 0.0 (1.0)	人 6,404.0 (6,555.5)	人 152.0 (119.5)	% 2.49 (2.45)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の 都道府県機関	113 (113)	58,326 (58,804)	345 (331)	27 (21)	704 (730)	0.0 (0.0)	1,421.0 (1,413.0)	37.0 (76.0)	2.44 (2.40)	108 (105)	95.6 (92.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 7,825.0 (7,968.5)	人 1,979 (1,984)	人 53 (42)	人 3,721 (3,885)	人 7,732 (7,895)	人 172 (189)	人 2 (4)	人 0 (0)	人 25 (13)	人 29 (21)	人 17 (5)	人 64 (52)	人 0.0 (1.0)	人 64.0 (52.5)	人 0.0 (1.5)
都道府県 知事部局	人 6,404.0 (6,555.5)	人 1,634 (1,653)	人 26 (21)	人 3,055 (3,181)	人 6,349 (6,508)	人 135 (113)	人 2 (4)	人 0 (0)	人 25 (13)	人 29 (21)	人 17 (5)	人 26 (26)	人 0.0 (1.0)	人 26.0 (26.5)	人 0.0 (1.5)
その他の 都道府県機関	人 1,421.0 (1,413.0)	人 345 (331)	人 27 (21)	人 666 (704)	人 1,383 (1,387)	人 37 (76)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 38 (26)	人 0.0 (0.0)	人 38.0 (26.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
市町村の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2, 448	946, 950	5, 745	177	10, 739	23. 0	22, 417. 5	903. 5	2. 37	2, 146	87. 7
	(2, 512)	(962, 319)	(5, 696)	(160)	(10, 839)	(12. 0)	(22, 397. 0)	(893. 0)	(2. 33)	(2, 107)	(83. 9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
市町村の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	22, 417. 5	5, 720	161	10, 133	21, 734	795	25	16	297	363	70	309	23. 0	320. 5	38. 5
	(22, 397. 0)	(5, 670)	(142)	(10, 344)	(21, 826)	(779)	(26)	(18)	(253)	(323)	(95)	(242)	(12. 0)	(248. 0)	(19. 0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び重 度知的障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 138 (141)	人 634,186 (645,933)	人 2,935 (2,820)	人 68 (64)	人 4,983 (4,755)	人 0.0 (0.0)	人 10,921.0 (10,459.0)	人 525.0 (433.0)	% 1.72 (1.62)	機関 75 (78)	% 54.3 (55.3)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 541,403 (553,373)	人 2,485 (2,374)	人 60 (57)	人 4,187 (3,962)	人 0.0 (0.0)	人 9,217.0 (8,767.0)	人 444.0 (322.0)	% 1.70 (1.58)	機関 6 (4)	% 12.8 (8.5)
市町村 教育委員会	91 (94)	92,783 (92,560)	450 (446)	8 (7)	796 (793)	0.0 (0.0)	1,704.0 (1,692.0)	81.0 (111.0)	1.84 (1.83)	69 (74)	75.8 (78.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	10,921.0 (10,459.0)	2,930 (2,818)	65 (62)	4,857 (4,679)	10,782 (10,377)	486 (408)	5 (2)	3 (2)	45 (30)	58 (36)	31 (23)	81 (46)	0.0 (0.0)	81.0 (46.0)	8.0 (2.0)
都道府県 教育委員会	9,217.0 (8,767.0)	2,481 (2,373)	57 (55)	4,076 (3,899)	9,095 (8,700)	407 (301)	4 (1)	3 (2)	42 (27)	53 (31)	29 (21)	69 (36)	0.0 (0.0)	69.0 (36.0)	8.0 (0.0)
市町村 教育委員会	1,704.0 (1,692.0)	449 (445)	8 (7)	781 (780)	1,687 (1,677)	79 (107)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	5 (5)	2 (2)	12 (10)	0.0 (0.0)	12.0 (10.0)	0.0 (2.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 243 (248)	人 251,756 (243,297)	人 1,444 (1,326)	人 53 (45)	人 2,364 (2,298)	人 18.0 (9.0)	人 5,314.0 (4,999.5)	人 709.5 (740.5)	% 2.11 (2.05)	法人 177 (181)	% 72.8 (73.0)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	93 (100)	123,682 (120,365)	731 (689)	24 (17)	1,325 (1,324)	14.0 (7.0)	2,818.0 (2,722.5)	332.5 (351.5)	2.28 (2.26)	78 (84)	83.9 (84.0)
国立大学法人等	90 (90)	106,131 (103,173)	617 (549)	26 (26)	869 (820)	4.0 (2.0)	2,131.0 (1,945.0)	329.0 (347.0)	2.01 (1.89)	60 (58)	66.7 (64.4)
地方独立行政法人等	60 (58)	21,943 (19,759)	96 (88)	3 (2)	170 (154)	0.0 (0.0)	365.0 (332.0)	48.0 (42.0)	1.66 (1.68)	39 (39)	65.0 (67.2)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 5,314.0 (4,999.5)	人 1,346 (1,262)	人 53 (44)	人 2,027 (2,024)	人 4,772 (4,592)	人 545 (594)	人 98 (64)	人 0 (1)	人 138 (101)	人 334 (230)	人 113 (104)	人 199 (173)	人 18.0 (9.0)	人 208.0 (177.5)	人 51.5 (42.5)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	2,818.0 (2,722.5)	711 (674)	24 (16)	1,140 (1,171)	2,586 (2,535)	270 (309)	20 (15)	0 (1)	70 (53)	110 (84)	30 (25)	115 (100)	14.0 (7.0)	122.0 (103.5)	32.5 (17.5)
国立大学法人等	2,131.0 (1,945.0)	542 (504)	26 (26)	722 (703)	1,832 (1,737)	227 (248)	75 (45)	0 (0)	65 (47)	215 (137)	83 (74)	82 (70)	4.0 (2.0)	84.0 (71.0)	19.0 (25.0)
地方独立行政法人等	365.0 (332.0)	93 (84)	3 (2)	165 (150)	354 (320)	48 (37)	3 (4)	0 (0)	3 (1)	9 (9)	0 (5)	2 (3)	0.0 (0.0)	2.0 (3.0)	0.0 (0.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	300,636	6,524.0	2.17	40.0	
行政機関合計	273,330	5,911.0	2.16	40.0	
内閣官房	686	15.0	2.19	0.0	
内閣法制局	73	1.0	1.37	0.0	
内閣府	2,456	52.0	2.12	0.0	
宮内庁	773	21.0	2.72	0.0	
公正取引委員会	768	17.0	2.21	0.0	
警察庁	1,623	35.0	2.16	0.0	
金融庁	1,501	32.0	2.13	0.0	
総務省	5,403	114.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,359	668.0	2.13	0.0	
公安調査庁	1,491	41.0	2.75	0.0	
外務省	5,703	134.0	2.35	0.0	
財務省	10,864	233.0	2.14	0.0	
国税庁	54,817	1,197.0	2.18	0.0	
文部科学省	2,187	50.0	2.29	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	45,716	999.0	2.19	0.0	
社会保険庁	13,105	235.0	1.79	40.0	
農林水産省	18,646	399.0	2.14	0.0	
林野庁	4,788	112.0	2.34	0.0	
水産庁	492	14.0	2.85	0.0	
経済産業省	5,591	118.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,870	65.0	2.26	0.0	
国土交通省	35,564	784.0	2.20	0.0	
観光庁	103	3.0	2.91	0.0	
気象庁	4,368	92.0	2.11	0.0	
海上保安庁	81	3.0	3.70	0.0	
運輸安全委員会	178	4.0	2.25	0.0	
環境省	1,175	25.0	2.13	0.0	
防衛省	19,015	404.0	2.12	0.0	
人事院	656	14.0	2.13	0.0	
会計検査院	1,278	30.0	2.35	0.0	
立法機関合計	3,230	69.0	2.14	0.0	
衆議院事務局	1,214	26.0	2.14	0.0	
衆議院法制局	68	1.0	1.47	0.0	
参議院事務局	979	22.0	2.25	0.0	
参議院法制局	71	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	898	19.0	2.12	0.0	
司法機関合計	24,076	544.0	2.26	0.0	
最高裁判所	1,020	21.0	2.06	0.0	
高等裁判所	1,751	38.0	2.17	0.0	
地方裁判所	16,428	368.0	2.24	0.0	
家庭裁判所	4,877	117.0	2.40	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	257,667	6,404.0	2.49	0.0	
北海道	15,624	394.0	2.52	0.0	
青森県	4,068	106.0	2.61	0.0	
岩手県	3,982	89.0	2.24	0.0	
宮城県	4,948	116.0	2.34	0.0	
秋田県	3,800	80.0	2.11	0.0	
山形県	4,889	104.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,428	126.0	2.32	0.0	
茨城県	5,203	111.0	2.13	0.0	
栃木県	5,088	117.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,997	108.0	2.16	0.0	
埼玉県	7,436	222.0	2.99	0.0	
千葉県	8,704	210.0	2.41	0.0	
東京都	19,461	615.0	3.16	0.0	
神奈川県	7,245	247.0	3.41	0.0	
新潟県	6,232	137.0	2.20	0.0	
富山県	3,557	76.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,174	90.0	2.16	0.0	
福井県	3,287	71.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	3,961	84.0	2.12	0.0	
長野県	6,129	138.0	2.25	0.0	
岐阜県	5,621	119.0	2.12	0.0	
静岡県	6,404	136.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,322	193.0	2.32	0.0	
三重県	4,432	119.0	2.69	0.0	
滋賀県	3,121	79.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,397	126.0	2.87	0.0	
大阪府	8,707	273.0	3.14	0.0	
兵庫県	8,100	192.0	2.37	0.0	
奈良県	3,786	94.0	2.48	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,753	86.0	2.29	0.0	
鳥取県	3,477	91.0	2.62	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,607	79.0	2.19	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,055	86.0	2.12	0.0	
広島県	6,220	144.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,666	108.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,114	66.0	2.12	0.0	
香川県	3,435	74.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	3,997	88.0	2.20	0.0	
高知県	3,647	77.0	2.11	0.0	
福岡県	7,668	254.0	3.31	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,043	74.0	2.43	0.0	
長崎県	3,988	94.0	2.36	0.0	
熊本県	4,727	122.0	2.58	0.0	
大分県	4,139	89.0	2.15	0.0	
宮崎県	3,763	80.0	2.13	0.0	
鹿児島県	5,039	113.0	2.24	0.0	
沖縄県	4,226	107.0	2.53	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
福井県	福井県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				

(3) その他の都道府県機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,326	1,421.0	2.44	11.0	
北海道企業局	98	4.0	4.08	0.0	
北海道議会事務局	70	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	51	2.0	3.92	0.0	
北海道警察本部	1,308	29.0	2.22	0.0	
青森県病院局	351	9.0	2.56	0.0	
青森県警察本部	373	10.0	2.68	0.0	
岩手県医療局	3,055	68.0	2.23	0.0	
岩手県企業局	77	1.0	1.30	0.0	
岩手県警察本部	317	7.0	2.21	0.0	
宮城県病院局	234	5.0	2.14	0.0	
宮城県企業局	67	2.0	2.99	0.0	
宮城県警察本部	506	10.0	1.98	0.0	
秋田県警察本部	376	8.0	2.13	0.0	
山形県警察本部	343	6.0	1.75	1.0	
福島県病院局	317	6.0	1.89	0.0	
福島県警察本部	458	9.0	1.97	0.0	
茨城県企業局	189	5.0	2.65	0.0	
茨城県病院局	333	6.0	1.80	0.0	
茨城県警察本部	504	12.0	2.38	0.0	
栃木県警察本部	427	10.0	2.34	0.0	
群馬県企業局	320	7.0	2.19	0.0	
群馬県病院局	366	10.0	2.73	0.0	
群馬県警察本部	611	15.0	2.45	0.0	
埼玉県企業局	410	13.0	3.17	0.0	
埼玉県病院局	704	18.0	2.56	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	26.0	2.34	0.0	
千葉県企業庁	435	15.0	3.45	0.0	
千葉県水道局	969	24.0	2.48	0.0	
千葉県病院局	777	20.0	2.57	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	86	2.0	2.33	0.0	
君津広域水道企業団	68	1.0	1.47	0.0	
千葉県警察本部	1,664	38.0	2.28	0.0	
東京都議会議会局	144	3.0	2.08	0.0	
東京都人事委員会	63	3.0	4.76	0.0	
東京都監査事務局	90	4.0	4.44	0.0	
東京都交通局	1,987	50.0	2.52	0.0	
東京都水道局	2,654	81.0	3.05	0.0	
東京都下水道局	1,125	44.0	3.91	0.0	
警視庁	3,066	72.0	2.35	0.0	
東京消防庁	418	14.0	3.35	0.0	
神奈川県企業庁	942	28.0	2.97	0.0	
神奈川県病院局	868	21.0	2.42	0.0	
神奈川県議会議会局	77	3.0	3.90	0.0	
神奈川県警察本部	1,712	41.0	2.39	0.0	
新潟県企業局	86	1.0	1.16	0.0	
新潟県病院局	1,590	31.0	1.95	2.0	
新潟県警察本部	504	11.0	2.18	0.0	
富山県警察本部	310	6.0	1.94	0.0	
石川県警察本部	354	8.0	2.26	0.0	
福井県警察本部	296	6.0	2.03	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	287	8.0	2.79	0.0	
長野県企業局	51	4.0	7.84	0.0	
長野県警察本部	420	10.0	2.38	0.0	
岐阜県警察本部	427	12.0	2.81	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	487	10.0	2.05	0.0	
静岡県議会事務局	52	2.0	3.85	0.0	
静岡県警察本部	630	14.0	2.22	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	320	9.0	2.81	0.0	
愛知県病院事業庁	659	13.0	1.97	0.0	
名古屋港管理組合	269	5.0	1.86	0.0	
愛知県議会事務局	77	2.0	2.60	0.0	
愛知県警察本部	972	22.0	2.26	0.0	
三重県企業庁	115	4.0	3.48	0.0	
三重県病院事業庁	463	9.0	1.94	0.0	
三重県警察本部	380	10.0	2.63	0.0	
滋賀県警察本部	284	6.0	2.11	0.0	
京都府文化環境部(公営企画課、建設整備課)	74	2.0	2.70	0.0	
京都府警察本部	579	16.0	2.76	0.0	
大阪府水道部	466	12.0	2.58	0.0	
大阪府議会事務局	66	1.0	1.52	0.0	
大阪府警察本部	1,778	41.0	2.31	0.0	
兵庫県議会事務局	54	0.0	0.00	1.0	
兵庫県企業庁	191	8.0	4.19	0.0	
兵庫県病院局	1,852	45.0	2.43	0.0	
兵庫県警察本部	806	21.0	2.61	0.0	
奈良県警察本部	348	10.0	2.87	0.0	
和歌山県警察本部	316	6.0	1.90	0.0	
鳥取県病院局	508	11.0	2.17	0.0	
鳥取県警察本部	289	6.0	2.08	0.0	
島根県病院局	345	10.0	2.90	0.0	
島根県警察本部	302	6.0	1.99	0.0	
岡山県企業局	96	3.0	3.13	0.0	
岡山県警察本部	484	11.0	2.27	0.0	
広島県警察本部	537	13.0	2.42	0.0	
山口県警察本部	448	10.0	2.23	0.0	
徳島県企業局	111	5.0	4.50	0.0	
徳島県病院局	337	7.0	2.08	0.0	
徳島県警察本部	291	7.0	2.41	0.0	
香川県警察本部	269	7.0	2.60	0.0	
愛媛県警察本部	403	12.0	2.98	0.0	
愛媛県公営企業管理局	733	16.0	2.18	0.0	
高知県公営企業局	255	7.0	2.75	0.0	
高知県警察本部	319	9.0	2.82	0.0	
福岡県警察本部	908	18.0	1.98	1.0	
佐賀県警察本部	290	8.0	2.76	0.0	
長崎県交通局	125	3.0	2.40	0.0	
長崎県病院企業団	864	12.0	1.39	6.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	11.0	2.61	0.0	
大分県企業局	101	2.0	1.98	0.0	
大分県病院局	236	4.0	1.69	0.0	
大分県警察本部	335	7.0	2.09	0.0	
宮崎県企業局	81	3.0	3.70	0.0	
宮崎県病院局	398	8.0	2.01	0.0	
宮崎県警察本部	300	6.0	2.00	0.0	
鹿児島県立病院局	374	7.0	1.87	0.0	
鹿児島県警察本部	418	12.0	2.87	0.0	
沖縄県警察本部	299	7.0	2.34	0.0	
沖縄県企業局	275	9.0	3.27	0.0	
沖縄県病院事務局	806	17.0	2.11	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	541,403	9,217.0	1.70	1,688.0	
北海道	28,576	463.0	1.62	108.0	
青森県	9,169	134.0	1.46	49.0	
岩手県	9,210	134.0	1.45	50.0	
宮城県	9,730	182.0	1.87	12.0	
秋田県	6,829	104.0	1.52	32.0	
山形県	6,783	82.0	1.21	53.0	
福島県	12,633	160.0	1.27	92.0	
茨城県	14,747	232.0	1.57	62.0	
栃木県	10,593	153.0	1.44	58.0	
群馬県	11,644	225.0	1.93	7.0	
埼玉県	25,954	406.0	1.56	113.0	
千葉県	22,799	337.0	1.48	118.0	
東京都	40,557	710.0	1.75	101.0	
神奈川県	19,677	342.0	1.74	51.0	
新潟県	11,725	166.0	1.42	68.0	
富山県	6,227	120.0	1.93	4.0	
石川県	6,433	131.0	2.04	0.0	
福井県	5,731	87.0	1.52	27.0	
山梨県	5,808	67.0	1.15	49.0	
長野県	11,774	201.0	1.71	34.0	
岐阜県	11,518	205.0	1.78	25.0	
静岡県	12,105	209.0	1.73	33.0	
愛知県	24,147	390.0	1.62	92.0	
三重県	9,626	164.0	1.70	28.0	
滋賀県	8,071	138.0	1.71	23.0	
京都府	7,728	170.0	2.20	0.0	
大阪府	23,972	539.0	2.25	0.0	
兵庫県	19,133	349.0	1.82	33.0	
奈良県	6,315	130.0	2.06	0.0	
和歌山県	6,634	142.0	2.14	0.0	
鳥取県	4,164	67.0	1.61	16.0	
島根県	5,070	95.0	1.87	6.0	
岡山県	8,767	133.0	1.52	42.0	
広島県	10,068	180.0	1.79	21.0	
山口県	8,627	123.0	1.43	49.0	
徳島県	5,292	90.0	1.70	15.0	
香川県	5,847	125.0	2.14	0.0	
愛媛県	9,114	170.0	1.87	12.0	
高知県	5,669	106.0	1.87	7.0	
福岡県	14,672	233.0	1.59	60.0	
佐賀県	5,786	111.0	1.92	4.0	
長崎県	9,269	180.0	1.94	5.0	
熊本県	9,647	174.0	1.80	18.0	
大分県	6,772	108.0	1.59	27.0	
宮崎県	7,096	123.0	1.73	18.0	
鹿児島県	10,460	165.0	1.58	44.0	
沖縄県	9,235	162.0	1.75	22.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	229,813	4,949.0	2.15	309.0	
自動車検査	853	21.0	2.46	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	171	5.0	2.92	0.0	
医薬品医療機器総合機構	680	16.0	2.35	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,705	41.0	2.40	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	191	3.0	1.57	1.0	
海技教育機構	201	5.0	2.49	0.0	
海上技術安全研究所	213	5.0	2.35	0.0	
海洋研究開発機構	882	23.0	2.61	0.0	
科学技術振興機構	471	10.0	2.12	0.0	
家畜改良センター	874	20.0	2.29	0.0	
環境再生保全機構	131	3.0	2.29	0.0	
教員研修センター	52	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	261	5.0	1.92	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	53	2.0	3.77	0.0	
原子力安全基盤機構	422	8.0	1.90	0.0	
建築研究所	154	0.0	0.00	3.0	
航海訓練所	117	2.0	1.71	0.0	
工業所有権情報・研修館	156	3.0	1.92	0.0	
航空大学校	106	0.0	0.00	2.0	
交通安全環境研究所	159	2.0	1.26	1.0	注5①
高齢・障害者雇用支援機構	1,140	74.5	6.54	0.0	
港湾空港技術研究所	116	2.0	1.72	0.0	
国際観光振興機構	128	3.0	2.34	0.0	
国際協力機構	1,664	35.0	2.10	0.0	
国際交流基金	275	6.0	2.18	0.0	
国際農林水産業研究センター	275	4.0	1.45	1.0	
国民生活センター	122	3.0	2.46	0.0	
国立印刷局	4,668	106.0	2.27	0.0	
国立科学博物館	200	5.0	2.50	0.0	
国立環境研究所	652	14.0	2.15	0.0	
国立健康・栄養研究所	86	3.0	3.49	0.0	
国立高等専門学校機構	4,099	89.0	2.17	0.0	
国立公文書館	80	4.0	5.00	0.0	
国立国語研究所	94	3.0	3.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	266	9.0	3.38	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	680	16.0	2.35	0.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	82	1.0	1.22	0.0	
国立美術館	232	5.0	2.16	0.0	
国立病院機構	35,220	865.5	2.46	0.0	
国立文化財機構	543	11.5	2.12	0.0	
雇用・能力開発機構	4,115	126.0	3.06	0.0	
産業技術総合研究所	3,937	106.5	2.71	0.0	
自動車事故対策機構	322	6.0	1.86	0.0	
住宅金融支援機構	961	19.0	1.98	1.0	
種苗管理センター	313	7.0	2.24	0.0	
酒類総合研究所	-	-	-	-	注4
情報処理推進機構	155	3.0	1.94	0.0	
情報通信研究機構	727	16.0	2.20	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	556	12.0	2.16	0.0	
森林総合研究所	1,143	28.0	2.45	0.0	
水産総合研究センター	820	18.0	2.20	0.0	
水産大学校	111	2.0	1.80	0.0	
製品評価技術基盤機構	452	9.0	1.99	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	505	9.0	1.78	1.0	
造幣局	973	22.0	2.26	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大学入試センター	107	2.0	1.87	0.0	
大学評価・学位授与機構	154	4.0	2.60	0.0	
中小企業基盤整備機構	839	18.0	2.15	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	331	6.0	1.81	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,895	28.0	1.48	11.0	
電子航法研究所	57	1.0	1.75	0.0	
統計センター	860	13.0	1.51	5.0	注5②
都市再生機構	3,970	85.0	2.14	0.0	
土木研究所	596	12.0	2.01	0.0	
日本学術振興会	127	2.0	1.57	0.0	
日本学生支援機構	444	8.0	1.80	1.0	
日本芸術文化振興会	307	6.0	1.95	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,182	108.0	2.58	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	注4
日本スポーツ振興センター	524	11.0	2.10	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	953	20.0	2.10	0.0	
日本貿易保険	141	2.0	1.42	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	250	6.0	2.40	0.0	
農業者年金基金	82	1.0	1.22	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	3,290	77.5	2.36	0.0	
農業生物資源研究所	584	13.5	2.31	0.0	
農畜産業振興機構	232	5.0	2.16	0.0	
農林漁業信用基金	115	2.0	1.74	0.0	
農林水産消費安全技術センター	684	15.0	2.19	0.0	
福祉医療機構	276	5.0	1.81	0.0	
物質・材料研究機構	668	17.0	2.54	0.0	
平和祈念事業特別基金	76	1.0	1.32	0.0	
防災科学技術研究所	198	1.0	0.51	3.0	
放射線医学総合研究所	566	10.0	1.77	1.0	注5③
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,555	33.0	2.12	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	2,702	61.0	2.26	0.0	
労働安全衛生総合研究所	133	2.0	1.50	0.0	
労働者健康福祉機構	8,501	179.0	2.11	0.0	
労働政策研究・研修機構	121	5.0	4.13	0.0	
年金積立金管理運用	75	1.0	1.33	0.0	
北海道大学	3,990	90.0	2.26	0.0	
北海道教育大学	518	13.0	2.51	0.0	
室蘭工業大学	221	6.0	2.71	0.0	
小樽商科大学	119	3.0	2.52	0.0	
帯広畜産大学	194	3.0	1.55	1.0	
旭川医科大学	926	11.0	1.19	8.0	
北見工業大学	179	3.0	1.68	0.0	
弘前大学	1,307	24.0	1.84	3.0	注5④
岩手大学	558	13.0	2.33	0.0	
東北大学	4,643	59.0	1.27	38.0	
宮城教育大学	203	5.0	2.46	0.0	
秋田大学	1,217	27.0	2.22	0.0	
山形大学	1,435	29.0	2.02	1.0	
福島大学	313	8.0	2.56	0.0	
茨城大学	533	11.0	2.06	0.0	
筑波大学	3,046	73.0	2.40	0.0	
筑波技術大学	121	19.0	15.70	0.0	
宇都宮大学	489	11.0	2.25	0.0	
群馬大学	1,638	31.0	1.89	3.0	注5⑤
埼玉大学	536	11.0	2.05	0.0	
千葉大学	2,183	46.0	2.11	0.0	
東京大学	7,167	132.5	1.85	17.5	
東京医科歯科大学	1,785	42.0	2.35	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京外国語大学	260	6.0	2.31	0.0	
東京学芸大学	645	15.0	2.33	0.0	
東京農工大学	509	11.0	2.16	0.0	
東京芸術大学	323	10.0	3.10	0.0	
東京工業大学	1,460	31.0	2.12	0.0	
東京海洋大学	281	5.0	1.78	0.0	
お茶の水女子大学	308	6.0	1.95	0.0	
電気通信大学	335	6.0	1.79	1.0	注5⑥
一橋大学	474	11.0	2.32	0.0	
横浜国立大学	682	20.0	2.93	0.0	
新潟大学	2,108	42.0	1.99	2.0	
長岡技術科学大学	248	7.0	2.82	0.0	
上越教育大学	198	4.0	2.02	0.0	
富山大学	1,537	26.0	1.69	6.0	
金沢大学	2,056	42.0	2.04	1.0	
福井大学	951	21.0	2.21	0.0	
山梨大学	1,182	24.0	2.03	0.0	
信州大学	1,854	37.0	2.00	1.0	
岐阜大学	1,340	29.0	2.16	0.0	
静岡大学	822	21.0	2.55	0.0	
浜松医科大学	907	12.0	1.32	7.0	
名古屋大学	3,054	45.0	1.47	19.0	
愛知教育大学	412	10.0	2.43	0.0	
名古屋工業大学	419	9.0	2.15	0.0	
豊橋技術科学大学	267	3.0	1.12	2.0	
三重大学	1,455	19.0	1.31	11.0	
滋賀大学	261	8.0	3.07	0.0	
滋賀医科大学	913	21.0	2.30	0.0	
京都大学	5,145	113.0	2.20	0.0	
京都教育大学	276	5.0	1.81	0.0	
京都工芸繊維大学	342	9.0	2.63	0.0	
大阪大学	4,638	90.0	1.94	7.0	
大阪教育大学	423	9.0	2.13	0.0	
兵庫教育大学	201	8.0	3.98	0.0	
神戸大学	2,513	55.0	2.19	0.0	
奈良教育大学	176	4.0	2.27	0.0	
奈良女子大学	284	5.0	1.76	0.0	
和歌山大学	303	3.5	1.16	2.5	
鳥取大学	1,506	28.0	1.86	3.0	
島根大学	1,309	33.0	2.52	0.0	
岡山大学	2,308	49.0	2.12	0.0	
広島大学	2,462	38.0	1.54	13.0	
山口大学	1,733	29.0	1.67	7.0	
徳島大学	1,214	18.0	1.48	7.0	
鳴門教育大学	228	7.0	3.07	0.0	
香川大学	1,350	35.0	2.59	0.0	
愛媛大学	1,529	30.0	1.96	2.0	
高知大学	1,262	22.0	1.74	4.0	
福岡教育大学	299	4.0	1.34	2.0	注5⑦
九州大学	4,059	56.0	1.38	29.0	
九州工業大学	454	11.0	2.42	0.0	
佐賀大学	1,376	26.0	1.89	2.0	注5⑧
長崎大学	2,043	47.0	2.30	0.0	
熊本大学	1,533	37.0	2.41	0.0	
大分大学	1,211	27.0	2.23	0.0	
宮崎大学	1,250	31.0	2.48	0.0	
鹿児島大学	1,300	22.0	1.69	5.0	
鹿屋体育大学	92	2.0	2.17	0.0	
琉球大学	1,458	32.0	2.19	0.0	
総合研究大学院大学	57	0.0	0.00	1.0	
政策研究大学院大学	86	2.0	2.33	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	187	3.0	1.60	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
奈良先端技術大学院大学	308	6.0	1.95	0.0	
人間文化研究機構	408	12.0	2.94	0.0	
自然科学研究機構	861	17.0	1.97	1.0	
高エネルギー加速器研究機構	818	22.0	2.69	0.0	
情報・システム研究機構	547	12.0	2.19	0.0	
日本司法支援センター	784	21.0	2.68	0.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,321	28.0	2.12	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	246	4.0	1.63	1.0	注5⑨
日本政策金融公庫	8,127	172.0	2.12	0.0	
全国健康保険協会	4,045	15.0	0.37	69.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 交通安全環境研究所においては、9月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率1.89%、不足数0.0人となっている。
 ② 統計センターにおいては、10月19日現在において、障害者の数25.0人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となっている。
 ③ 放射線医学総合研究所においては、7月10日現在において、障害者の数11.0人、実雇用率1.94%、不足数0.0人となっている。
 ④ 弘前大学においては、9月1日現在において、障害者の数27.0人、実雇用率2.06%、不足数0.0人となっている。
 ⑤ 群馬大学においては、11月24日付けで障害者の採用を予定しており、障害者の数35.0人、実雇用率2.14%、不足数0.0人となる予定である。
 ⑥ 電気通信大学においては、9月1日現在において、障害者の数8.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。
 ⑦ 福岡教育大学においては、10月16日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.00%、不足数0.0人となっている。
 ⑧ 佐賀大学においては、7月1日現在において、障害者の数28.0人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。
 ⑨ 沖縄振興開発金融公庫においては、11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。